

平成20年度の地方税財源の充実強化及び 地方交付税総額の復元・充実について

1 地方税財源の充実強化

現在、地方法人二税について、国が一括徴収した上で、あるいは地方自治体間で再配分する案が議論されているが応益負担原則など地方税の基本原則との関係で多くの問題を抱えている。このことから、その是正策としては、地方法人二税と消費税との税源交換が望ましい。

地方の税収格差の是正は、緊急の課題であり、早急に具体的な是正の方策を講じる必要がある。この場合、地方税の偏在是正を通じて地方交付税総額が減少することは、断じてあってはならない。

なお、個人と社会との新たな関係を構築する観点から、納税者の意思によって、自らのふるさとや関わりのある地域への貢献や応援を可能とする税制上の仕組みについて早期の実現を図ること。

2 地方交付税総額の復元・充実

平成18年度までの三位一体の改革は、3年間で、国庫補助負担金が、補助率の引下げなどにより、4兆7千億円削減されながら、国から地方への税源移譲は3兆円規模に止まり、地方交付税についても、合理的な理由もなく5兆1千億円もの削減がなされたことは、国の財政再建に軸足が置かれ、地方の自由度は殆ど拡大しない一方、地方団体間の財政力格差が一挙に拡大するなど、分権改革の理念とは程遠い極めて不十分な結果に終わった。

そもそも、地方交付税は、すべての地方公共団体において、学校教育、社会福祉、社会資本の整備や維持、消防、警察等の基本的な行政サービスを提供できるよう、地方税の地域間偏在を調整し、財源を保障するために必要不可欠な地方固有の財源である。

しかしながら、平成20年度予算の概算要求では、地方税収の増加見込みを根拠に、さらに1兆円もの地方交付税（臨時財政対策債を含む）を削減する方向が示されているが、大半の自治体にとっては、財政運営そのものが困難となっており、このままでは、法律で義務付けられている行政サービスの提供も危うい状態である。したがって、国の財政再建のために、地方交付税を削減すべきではなく、平成20年度の予算編成に当たっては、三位一体改革で大幅に削減されたままの状態にある地方交付税総額をもとの水準に復元し、その上で、地域間格差の是正や地域再生に向けた新たな財政需要に十分対応できるよう充実すること。

平成19年11月13日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	石井	正弘
広島県知事	藤田	雄山
山口県知事	二井	関成